

★千葉県でも、今年度から年金と健康保険の継続が実現!!

千葉県教育委員会は、2月28日、千葉市教委教育長、各教育事務所長および各県立学校長あてに「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて」(通知)を出しました。その中で、厚生労働省通知(1月17日付)の趣旨に沿って、「下記の対象者※について、任用が継続していない場合でも厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格をさせることなく取り扱うこととなりました」とし、「今後事務処理に遺漏のないようご注意ください」と求めています。

※【被保険者資格が継続となる対象者】

同一事業所内で1日空けて再度任用となる者

(例:3月30日退職した後、1日空けて同じ教育事務所において4月1日から再度任用される者)

この間、全教千葉は、1月28日に県教委交渉をおこない、「個々具体の任用例に応じて対応する」「今年度末でできるかどうかはわからないが、検討をする」との回答を引き出しました。その結果、県教委が通知を出すに至ったものと考えられます。これまでの臨時教職員問題に対する全教千葉の粘り強いとりくみが、この成果につながりました。

★岩手県でも、今年度から 臨時的任用職員の社会保険の継続適用に!!

教組共闘連絡会に岩手県高校教職員連絡会からうれしい連絡が入りました。2月県議会で教育長が「岩手県教育委員会としては、厚労省の通知に沿って対応していきたい。対応は今年度から」と答弁しました。明らかに、お隣の青森県の動向に影響されて、とりくみがすすんだものと考えられます。

★青森県・香川県は、今年度から継続実現!!!

全国のとりくみをリードしてきた両県は、ともに今年度からの継続を実施させます。

両県の教職員組合は、県教委交渉や年金事務所への要請など具体的なとりくみをすすめるとともに、「年金と健康保険の継続」を実現させるにはどのようなステップを踏んですすめればよいかを発信し続けてくれました。それが、国会質問や厚労省通知や総務省・文科省連絡などと結びつき、続々と「継続実施」がすすんでいます。

1日～数日の間を空けて年金と健康保険が継続する都道府県

北海道※、青森県、岩手県、千葉県、東京都※、静岡県、滋賀県、京都府、広島県、香川県

※印は「空白の1日」がない自治体 網かけは、今年度を実現した自治体